

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県教育委員会

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和4年10月14日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等の生徒が授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する。なお、業務を実施するにあたり、保護者その他就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の各種所得情報を情報提供ネットワークシステム等を通じて照会、受給資格の判定を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格認定申請の審査及びその決定</li> <li>・収入状況届出に基づく審査及びその決定</li> <li>・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定</li> <li>・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定</li> </ul>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム (以下「支援金システム」という。)
②システムの機能	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づく受給資格認定申請及び収入状況の届出に関して、資格認定の可否を行うシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等に関する情報の管理</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の情報の取込、受給資格の審査</li> <li>・就学支援金の認定(不認定)通知等の帳票発行</li> <li>・就学支援金の支給(認定)状況の管理</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、機関別符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。なお、中間サーバーの運用は本県(本県教育委員会)から地方公共団体情報システム機構に委任している。</p> <p>① 符号管理機能：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「機関別符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>② 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③ 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存業務システム、団体内統合宛名管理システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、機関別符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧ セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵の管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

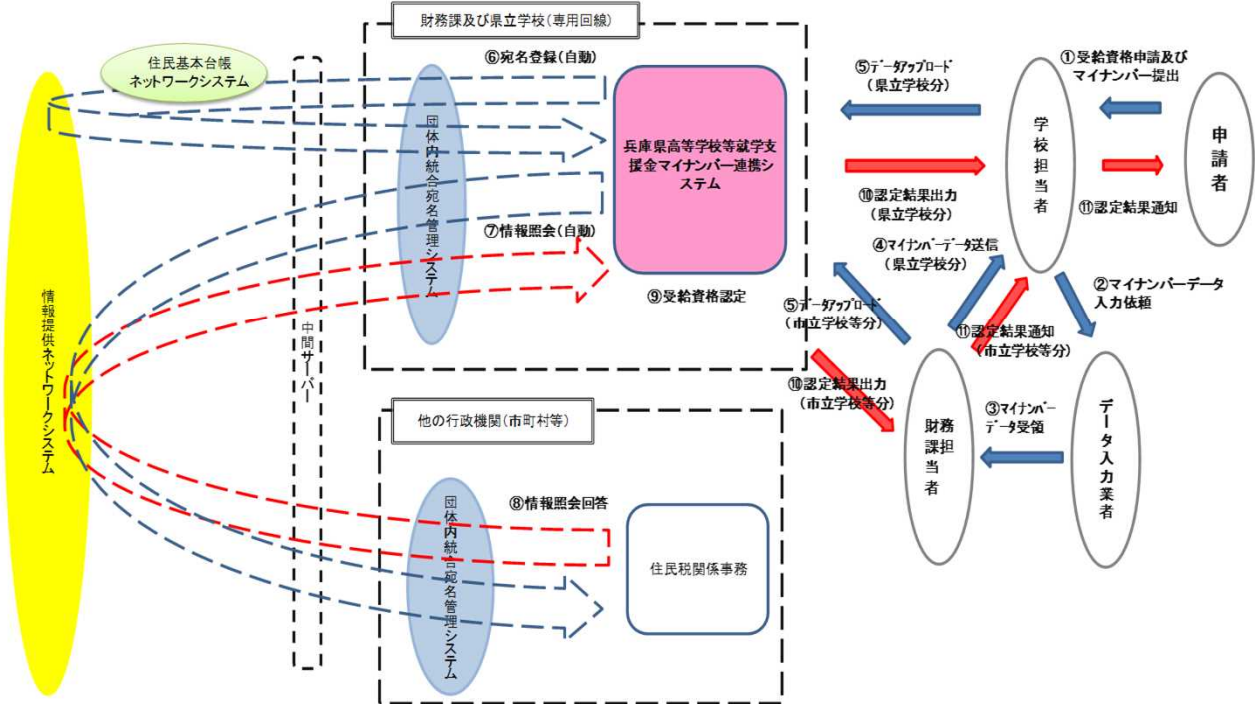
システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分について記載								
②システムの機能	<p>① 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町コミュニケーションサーバー(以下「市町CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>② 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への情報提供又は他部署への移転：兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関又は他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>③ 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④ 機構への情報照会：全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤ 本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥ 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から、本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	就学支援金の受給資格認定の審査において、保護者等の所得額に関する情報を把握する必要があるため。
②実現が期待されるメリット	<p>【生徒・保護者の申請手続における負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定にあたって課税証明書等の提出が原則として不要になる。</li> </ul> <p>【就学支援金事務担当業務の負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金システムによるマイナンバー情報連携を実施することで、認定審査の際の課税証明書等の確認作業が不要となる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 91の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条</li> <li>・就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	教育委員会事務局財務課
②所属長の役職名	財務課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
なし	



**(別添1) 事務の内容**

支援金システム事務フロー



(備考)

**【県立学校】**

- ① 申請者は、高等学校等就学支援金申請書と個人番号カード(写)貼付台紙(以下「マイナンバー台紙」という。)を学校に提出する。
- ② 学校は、申請書とマイナンバー台紙の内容確認を行い、マイナンバー台紙をデータ入力業者に送付する。
- ③ 財務課は、データ入力業者からマイナンバーデータを受領する。また、学校は、データ入力業者からマイナンバー台紙を受領する。
- ④ 財務課は、マイナンバーデータを専用ネットワークを通じて学校に送信する。
- ⑤ 学校は、マイナンバーデータを支援金システムに登録する。
- ⑥ 支援金システムを経由して、保護者等のマイナンバー情報が統合宛名管理システムに登録される。(中間サーバーに機関別符号と統合宛名番号が紐付けされる。)
- ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報等を照会する。
- ⑧ 照会結果が、支援金システムに反映される。
- ⑨ 支援金システムで受給資格の自動判定が行われ、学校は、受給資格認定の審査結果を支援金システム上で確認する。
- ⑩ 学校は、支援金システムから受給資格認定通知書を出力する。
- ⑪ 学校は、受給資格認定の審査結果を生徒に通知する。

**【市立学校】**

- ① 申請者は、高等学校等就学支援金申請書とマイナンバー台紙を学校に提出する。
- ② 学校は、申請書とマイナンバー台紙の内容確認を行い、マイナンバー台紙をデータ入力業者に送付する。
- ③ 財務課は、データ入力業者からマイナンバーデータ及びマイナンバー台紙を受領する。(④なし)
- ⑤ 財務課は、マイナンバーデータを支援金システムに登録する。
- ⑥ 支援金システムを経由して、保護者等のマイナンバー情報が統合宛名管理システムに登録される。(中間サーバーに機関別符号と統合宛名番号が紐付けされる。)
- ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報等を照会する。
- ⑧ 照会結果が、統合宛名管理システムから支援金システムに反映される。
- ⑨ 支援金システムで受給資格の自動判定が行われ、財務課は、受給資格認定の審査結果を支援金システム上で確認する。
- ⑩ 財務課は、支援金システムから保護者等の課税情報等と受給資格認定結果を出力し、学校へ送付する。
- ⑪ 学校は、受給資格認定の審査結果を生徒に通知する。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高等学校等就学支援金の資格認定にかかる保護者等
その必要性	資格認定の判定のために保護者等の地方税に関する情報が必要なため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【識別情報】 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>【連絡先等情報】 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムの基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ・その他の住民票関係情報 保護者等他の世帯員との続柄を確認するため保有する。</p> <p>【業務関係情報】 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年7月1日
⑥事務担当部署	教育委員会事務局財務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③入手の時期・頻度	<b>【個人番号】</b> ・就学支援金の申請時(在学中1回) ・保護者等について変更があった場合(随時) <b>【地方税関係情報】</b> ・就学支援金の申請時(4月)及び7月(在学中最大計4回) ・保護者等について変更があった場合(随時)	
④入手に係る妥当性	<b>【入手の方法に係る妥当性】</b> ・就学支援金に関する法律第4条により、生徒は就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、学校を通じて、当該学校の所在地の兵庫県教育委員会に対し、就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないとされている。 ・就学支援金に関する法律施行規則第3条により、申請に当たっては、保護者等の個人番号を確認できる書類又は課税証明書等を提出することによって行わなければならないとされている。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた保護者等の課税情報等の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の113の項に規定されている。 <b>【入手の時期・頻度に係る妥当性】</b> ・生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため、生徒が4月に入学した際に、保護者等の前々年度の課税情報等を入手する必要がある。 ・同法第17条により、認定を受けた受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、兵庫県教育委員会に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならないことが規定されており、毎年7月頃に、保護者等の前年度の課税情報等を入手する必要がある。 ・就学支援金に関する法律施行規則第11条3項により、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校を通じて、速やかに兵庫県教育委員会に提出しなければならないとされており、保護者等について変更があった際には、随時、保護者等の課税情報等を入手する必要がある。	
⑤本人への明示	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒から提出された保護者等の個人番号の情報を基に情報提供ネットワークシステムを通じて課税情報等を取得し利用することを、就学支援金の申請案内書類等に明示する。	
⑥使用目的 ※	高等学校等就学支援金の資格認定等に関して、生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	兵庫県教育委員会事務局財務課、県立高等学校、県立中等教育学校及び県内の全市立高等学校
	使用者数	<選択肢> [ 100人以上500人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	
	情報の実合 ※	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
	情報の統計分析 ※	申請者数、認定者数、支給額などの統計は行うが、個人を特定し得るような情報の統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・就学支援金受給資格の認定・不認定 ・就学支援金の支給額の決定 ・就学支援金受給資格の消滅
⑨使用開始日	令和2年7月1日	



<b>委託事項2</b>		支援金システムの開発・運用保守委託
①委託内容		システム開発・運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	高等学校等就学支援金申請者の保護者等
	その妥当性	支援金システムを管理するため、委託先に対して特定個人情報を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (支援金システムの操作により個別に参照等を行う)
⑤委託先名の確認方法		情報公開条例に基づく公文書公開請求
⑥委託先名		株式会社システム・エージ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		マイナンバーデータ入力業務委託
①委託内容		マイナンバーデータ入力業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	高等学校等就学支援金申請者の保護者等
	その妥当性	申請者等の情報をデータ化しシステム登録する必要があるため、委託先に対して特定個人情報を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線                      [ ] 電子メール                      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ                      [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 県立学校に提出されたマイナンバー台紙をデータ入力し、フラッシュメモリで財務課へ提出する委託事務を行うため、特定個人情報ファイルの提供は行わない。 )
⑤委託先名の確認方法		情報公開条例に基づく公文書公開請求
⑥委託先名		株式会社関西情報センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]         <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項4</b>		
<b>委託事項5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [○] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p><b>【支援金システム】</b>                  支援金システムのサーバが設置されている施設は、以下の対策を実施している。                  ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録                  ・入管・入室の際に、財務課職員からの入室カードの受け取りが必須                  ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け                  ・機器設置室への入室の際には専用IDカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有                  ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能</p> <p><b>【紙媒体】</b>                  ・取扱責任者は、マイナンバー台紙について執務室内の施錠できる書庫等へ保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。</p> <p><b>【記録媒体】</b>                  ・取扱責任者は、データ入出力用USBメモリについて執務室内の金庫へ保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。</p> <p><b>【団体内統合宛名管理システム】</b>                  ・専用IDカードにて入退室管理を行っている区域(庁内)に設置したサーバーに保管している。サーバーは施錠したラックに設置している。</p> <p><b>【中間サーバー】</b>                  ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。                  ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[ 5年 ]</p> <p style="text-align: center;">                 &lt;選択肢&gt;                  1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                  4) 3年                              5) 4年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                  10) 定められていない             </p> <p>その妥当性</p> <p>公文書管理規則に基づき保存する。                  なお、情報照会に係る記録は、番号法第23条の規定に従い、7年間保管する。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><b>【支援金システム】</b>                  ・保存期間満了後、保護者等を特定する識別番号(内部番号)及び保護者等の所得や連絡先に関する情報を消去する。                  ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は、県の指示の下、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><b>【紙媒体】</b>                  ・マイナンバー台紙については、裁断・溶解等復元不可能な手段で廃棄する。</p> <p><b>【記録媒体】</b>                  ・データ入出力用USBメモリに含まれる情報を適切に消去したうえで、不要となったデータ入出力用USBメモリは運用管理者に返却する。</p> <p><b>【団体内統合宛名管理システム】</b>                  ・不要な特定個人情報は随時システム上から消去する。                  ・一部の特定個人情報は、保管期間経過等により、自動消去される。                  ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は、県の指示の下、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><b>【中間サーバー】</b>                  ・特定個人情報に係る処理結果の一部等は、保管期間経過等により、自動消去される。                  ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ・ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

**7. 備考**



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

- ①生徒が在学する学校名
- ②学校種・課程
- ③学年、組、番号
- ④生徒の氏名
- ⑤生徒の氏名(カナ)
- ⑥生徒の生年月日
- ⑦郵便番号・住所
- ⑧保護者等の連絡先
- ⑨過去の在学(転退学)歴、過去の取得単位数
- ⑩保護者等の氏名
- ⑪保護者等の氏名(カナ)
- ⑫保護者等の生年月日・性別
- ⑬生徒との続柄
- ⑭保護者等の個人番号
- ⑮保護者等の課税住所地
- ⑯保護者等の統合宛名番号
- ⑰就学支援金の受給資格、支給額に関する情報
- ⑱保護者等の住民税関係情報
- ⑲保護者等の生活保護関係情報

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。</li> <li>・事前配布資料にて、添付資料の名称を具体的に指定し、限定するとともに、見本資料を添付することで、目的外の情報等が含まれる書類の提出を防ぐ。</li> <li>・目的外の情報が含まれた資料が提出された場合は、返却若しくは不要な箇所を塗りつぶす等の対応を行う。</li> <li>・申請書等の様式については、原則、文部科学省指定のものを使用することで、必要以上の情報が含まれることのないように取り組む。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。この場合、市町CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は市町側の本人確認により保証されるため、市町において厳格な本人確認が行われることが前提となる。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー台紙の様式を指定し、申請者が不要な情報を記載することがないようにする。</li> <li>・申請に必要な書類については就学支援金の申請案内・記載例等で十分に周知の上、不要な情報を提出させないようにする。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の入手時には、申請者である生徒及びその保護者等に対して、個人番号の利用目的を明示の上、収集する。</li> <li>・個人番号の提出時には、所定の提出様式・提出用封筒のみでの提出とする。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の入手元を市町CSに限定する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者である生徒が、個人番号関係事務実施者(番号法第9条第3項)として、保護者等本人のマイナンバーカードの写しであることを確認する。</li> <li>・生徒本人の個人番号を提出する場合(保護者等が不在の場合など)で、学校が入学時の提出書類等で本人であることの確認を行っている場合には、学校担当者が知覚することにより生徒本人の身元(実在)を確認する。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の入手元を市町CSに限定した上で、論理チェックを行っている。なお、入手する情報は、住民の異動情報の届出を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行ったものである。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。</li> <li>・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町において真正性が確保された情報を市町CSを通じて入手できることをシステム上で担保する。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出されたマイナンバー台紙については、原本又は電子化したものを保管し、住民基本台帳ネットワークシステムから入手した特定個人情報と、申請された情報の間に差異があった場合には、生徒及びその保護者等に確認し、正確な情報を把握する。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <p>システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。</p> <p>また、入手元である市町CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は学校を通じて行うこととしているため、マイナンバー台紙は専用封筒に封入し、生徒または保護者が学校に持参する。校内におけるマイナンバーの受け渡しに際しては、事務担当者と教員との連絡体制を整え、生徒から教員、及び教員から事務担当者への收受状況の記録を行うなどにより管理を徹底する。学校では、教職員が受理した専用封筒を事務室に持込み、事務室内で開封の上、データ入力業者へ送付するまでの間、施錠可能な書庫等に保管する。</li> <li>・学校からデータ入力業者へのマイナンバー台紙の送付は、学校事務室の職員が書留郵便等の確実に追跡可能な方法で行う。</li> <li>・データ入力業者に送付されたマイナンバー台紙は、施錠可能な書庫等にて保管し、データ入力業務に携わる者以外の者が取り出したり、閲覧できないよう適切に管理する。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏洩・紛失の防止に努める。</li> <li>・市町CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</li> <li>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</li> </ul> <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。</p> <p>データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>・各学校事務室は、マイナンバー台紙の保管・管理にあたっては、執務室内の施錠可能な書庫に保管し、部外者が閲覧できないよう措置を講じる。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>入手した情報については、支援金システム内のデータベース及びCSVファイルにて保管されている。データベース内のデータについては、支援金システムにログインすることでしか閲覧することができず、ログインにはIDとパスワードが必要。CSVファイルは専用ネットワーク内のフォルダに保存する。専用ネットワークへのアクセスには、事前に登録した端末からID/パスワード認証が必要になる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。</li> <li>・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ID/パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。</li> <li>・アクセス権限のある職員については、顔認証及びID/パスワードによる認証を行っている。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <p>生体認証による操作者認証を行う。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動後、各学校からのアクセス権限申請書を基に教育委員会財務課がログインIDを作成するため、就学支援金事務の担当職員以外の職員は就学支援金事務処理システムにログインできない。</li> <li>・人事異動等により職員のアクセス権限が不要となった場合には、教育委員会財務課が、ID/パスワードを失効させる。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <p>(1) アクセス権限の発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報取扱責任者(業務主管課長)が申請し、統合宛名管理システム運用管理者(情報企画課長)が認めた職員にのみ一定期間のアクセス権限を付与している。</li> </ul> <p>(2) アクセス権限の失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報取扱責任者の申請に基づき、職員のアクセス権限が不要となった場合には、統合宛名管理システム運用管理者が、速やかにアクセス権限を失効させている。また、申請がない職員については、一定期間経過後に自動失効する。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <p>(1) アクセス権限の発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者が認めた職員にのみアクセス権限を付与している。</li> </ul> <p>(2) アクセス権限の失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間、パスワード変更がない場合はアクセス権限が自動失効する。</li> <li>・システム管理者が一元的に失効管理を行う。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。</li> <li>・人事異動等により操作者の変更・削除の通知を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。</li> <li>・アクセス権限の有効期間を最長1年とした上で、年に1回以上の定期的な棚卸しにより、アクセス権限の失効管理が適切に行われていることを確認する。</li> </ul>

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【支援金システム】 業務に必要な範囲でアクセス権限を各所属毎に付与している。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】 ・統合宛名管理システム運用管理者は、随時、不要なアクセス権限の有無等、管理簿の点検・見直しを行う。</p> <p>【中間サーバー】 ・システム管理者は、アクセス権限付与者の管理簿を作成し、管理簿に応じた権限付与を行う。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限を付与される者が必要最小限となるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【支援金システム】 操作ログを記録し、不正なアクセスが行われていないかを監視している。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。 ・操作ログを随時分析している。</p> <p>【中間サーバー】 ・操作ログ(日時、所属、業務権限、ユーザーID、ユーザー名、操作内容等)を7年間保持している。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴による適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 ・事前に情報保護管理者の承認を得た上でシステムを使用し、使用終了後、使用日時、利用件数を利用簿に記録する。 ・定期的に操作履歴の確認を行い、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用簿等との整合性を確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】 職員に対しては、情報セキュリティに関する研修を行う。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】 ・統合宛名管理システム内の特定個人情報ファイルの外部媒体への出力については、専用端末及び専用媒体以外を経由できないよう制御されており、出力には専用端末内の管理ソフトにより上司の承認を得る必要がある。</p> <p>【中間サーバー】 ・情報セキュリティソフトにより端末への媒体接続を制限している。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】 ・兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程において、目的外の利用等を行わないことを定めている。 ・システム操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への研修会において、業務外利用の禁止等について指導する。 ・情報保護管理者が適正利用であることを確認した上で、システムの使用を許可する。 ・情報保護管理者は、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関与しない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力者、入力日、処理内容等、操作履歴を管理でき、事後におけるアクセス証跡調査を可能とする。</li> <li>・委託先に対しては、契約書の個人情報取扱特記事項で、教育委員会財務課の承諾なしに複写又は複製してはならないことを定めている。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム内の特定個人情報ファイルの外部媒体への出力については、専用端末及び専用媒体以外を経由できないよう制御されており、出力には専用端末内の管理ソフトにより上司の承認を得る必要がある。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティソフトにより端末への媒体接続を制限している。</li> </ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	









6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><b>【支援金システム】</b>  ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。  ・なりすましにより、他の職員が使用できないよう、ID及びパスワードは本人が適切に管理することとする。</p> <p><b>【団体内統合宛名管理システム】</b>  ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。  ・情報照会に係る操作ログを保持し、定期的を確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。  ・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の入手ができない仕組みとなっている。  ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。</p> <p><b>【中間サーバー】</b>  ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><b>【支援金システム】</b>  ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。  ・なりすましにより、他の職員が使用できないよう、ID及びパスワードは本人が適切に管理することとする。</p> <p><b>【団体内統合宛名管理システム】</b>  ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。  ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。  ・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。</p> <p><b>【中間サーバー】</b>  ・特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。</li> <li>・機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。</li> <li>・機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。</li> <li>・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。</li> <li>・操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。</li> <li>・宛名管理システム運用管理要綱等により、外部への特定個人情報の持ち出しを禁止等している。</li> <li>・中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。)</li> <li>・団体内統合宛名管理システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金システム及び統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われている。</li> <li>・サーバ機器等に係る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</li> <li>・サーバ機器等に係る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。</li> </ul> <p>【中間サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、不正持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。</li> <li>・アクセスの監視とアクセスログの取得を行う。</li> <li>・統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。</li> <li>・アクセスの監視とアクセスログの取得を行い、ログの解析を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・ソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。</li> </ul> <p>【中間サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない





リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】 申請内容に変更が生じた場合は、申請内容に基づきその都度情報更新を行う。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】 ・住民基本台帳ネットワークシステムから定期的に取得した基本4情報の異動情報を入手することで、既存業務システムが保有する基本4情報との整合性を確認できる仕組みとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>【支援金システム】 保存期間満了後、復元不可能な手段で削除・廃棄する。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】 ・業務担当課において不要となった特定個人情報を消去できる機能を設けている。</p> <p>【中間サーバー】 ・データ標準レイアウトの改版等により登録が不要となった特定個人情報は、地方公共団体情報システム機構において一括削除される。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</p> <p>2. コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺機器の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。</p> <p>①記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。</p> <p>②業者委託する場合は、県職員が立ち会いの下、①の措置を行う。</p>	



## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【学校における事務】            評価書のとおり業務が行われているか、担当部署内で定期的に自己点検を実施する。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】            ・統合宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者は定期的に自己点検を実施している。</p> <p>【中間サーバー】            ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】            2ヶ月に1回、住基ネットを利用する全職員に対し、運用管理規程等の項目に係るチェックリストによる自己点検を実施する。チェックリストの内容を確認し、必要に応じて指導する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【学校における事務】            ・特定個人情報取扱規程に基づき、各学校に監査責任者をおく。            ・監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、監査総括者の定める監査計画により、毎年度定期的に監査を行い、その結果を取扱責任者に報告する。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】            ・宛名管理システム運用管理要綱等に基づき、宛名管理システムの運用に携わる職員及び事業者に対して定期的に内部監査を実施している。</p> <p>【中間サーバー】            ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】            (1)内部監査            ・年に1回、住基ネット担当部署により、住基ネットを利用する部署(行政委員会を含む)に対し、以下の観点による監査を実施し、必要な事項の助言・指導を行う。            ①セキュリティ体制、教育・研修の状況            ②業務端末等の設備・システムの管理            ③業務端末の操作手順、ドキュメントの管理            ④本人確認情報(出力帳票、記録媒体含む)の管理            (2)外部監査            ・年1回、第三者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分にしている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている  3) 十分にしていない</p>
具体的な方法	<p>【学校における事務】  ・職員会議等における個人情報取扱にかかる注意喚起、県民情報センターが実施する個人情報保護研修への参加のほか、業務担当者システムの研修会時に情報管理に関する取扱い等の説明等により資質向上を図る。</p> <p>【支援金システム】  ・支援金システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。  ・開発運用保守委託先については、委託契約において締結している個人情報取扱特記事項で規定する委託先の義務として、個人情報の保護にかかる事項を関係職員に周知することを求める。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】  ・団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。  ・団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>【中間サーバー】  ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】  住基ネットを利用する部署の責任者、住基ネットを利用する職員に対して、初任時及び一定期間毎に、住基ネットの操作、セキュリティ対策及び関連規定等に関する教育・研修を行うとともに、その記録を残す。</p>
3. その他のリスク対策	
-	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3882 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料、公文書の写しを交付する場合、実費を窓口等で前納 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	兵庫県公立高等学校等就学支援金支給情報関係ファイル
公表場所	教育委員会事務局財務課 総務部法務文書課(県民情報センター)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL:078-362-3882
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容等について記録する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月28日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和2年3月10日から令和2年4月9日(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	【諮問】令和2年6月4日 【答申】令和2年6月26日
②方法	兵庫県情報公開・個人情報保護審議会第1部会において第三者点検を受けた。
③結果	・評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合していると認められること、評価書の内容は指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められることから、適当と認める旨の答申を得た。 ・なお、高等学校等就学支援金の支給に関する事務は、各高等学校等において特定個人情報を収集することから、その収集、適正管理、廃棄等について、関係職員に対する指導、監督を徹底することを求める旨の付言を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	委託業者未定 ※令和2年7月入札により決定する見込み	株式会社神戸インプット	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社神戸インプット	株式会社関西情報センター	事後	委託先の変更
令和3年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【学校における事務】 ・申請は学校を通じて行うこととしているため、マイナンバー台紙は専用封筒に封入し、生徒または保護者が学校に持参する。学校では、教職員が受理した専用封筒を事務室に持込み、事務室内で開封の上、データ入力業者へ送付するまでの間、施錠可能な書庫等に保管する。 ・学校からデータ入力業者へのマイナンバー台紙の送付は、学校事務室の職員が書留郵便等の確実に追跡可能な方法で行う。 ・データ入力業者に送付されたマイナンバー台紙は、施錠可能な書庫等にて保管し、データ入力業務に携わる者以外の者が取り出したり、閲覧できないよう適切に管理する。	【学校における事務】 ・申請は学校を通じて行うこととしているため、マイナンバー台紙は専用封筒に封入し、生徒または保護者が学校に持参する。校内におけるマイナンバーの受け渡しに際しては、事務担当者や教員との連絡体制を整え、生徒から教員、及び教員から事務担当者への收受状況の記録を行うなどにより管理を徹底する。学校では、教職員が受理した専用封筒を事務室に持込み、事務室内で開封の上、データ入力業者へ送付するまでの間、施錠可能な書庫等に保管する。 ・学校からデータ入力業者へのマイナンバー台紙の送付は、学校事務室の職員が書留郵便等の確実に追跡可能な方法で行う。 ・データ入力業者に送付されたマイナンバー台紙は、施錠可能な書庫等にて保管し、データ入力業務に携わる者以外の者が取り出したり、閲覧できないよう適切に管理する。	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	【支援金システム】 ・支援金システム及び統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバ機器等に係る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。	【支援金システム】 ・支援金システム及び統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われている。 ・サーバ機器等に係る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。	事後	デジタル改革課方針変更に伴う修正
令和4年10月14日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(原則として現行の4回から1回に減少)		事後	修正
令和4年10月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 113の項	・番号法第19条第8号 別表第二 113の項	事後	法令改正による
令和4年10月14日	(別添1)事務の内容 (備考)	【県立学校】 ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報を照会する。	【県立学校】 ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報等を照会する。	事後	修正
令和4年10月14日	(別添1)事務の内容 (備考)	【市立学校】 ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報を照会する。 ⑩ 財務課は、支援金システムから保護者等の課税情報と受給資格認定結果を出力し、学校へ送付する。	【市立学校】 ⑦ 支援金システムで、情報提供ネットワークシステムを通じて保護者等の課税情報等を照会する。 ⑩ 財務課は、支援金システムから保護者等の課税情報等と受給資格認定結果を出力し、学校へ送付する。	事後	修正
令和4年10月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ]生活保護・社会福祉関係情報	[ ○ ]生活保護・社会福祉関係情報	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。  ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	【業務関係情報】 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報：保護者等の生活保護情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【入手の方法に係る妥当性】 ・情報提供ネットワークシステムを通じた保護者等の課税情報の入手については、番号法第19条第7号及び別表第二の113の項に規定されている。	【入手の方法に係る妥当性】 ・情報提供ネットワークシステムを通じた保護者等の課税情報等の入手については、番号法第19条第8号及び別表第二の113の項に規定されている。	事後	法令改正による
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【入手の時期・頻度に係る妥当性】 ・生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため、生徒が4月に入学した際に、保護者等の前々年度の課税情報を入手する必要がある。 ・同法第17条により、認定を受けた受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、兵庫県教育委員会に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならないことが規定されており、毎年7月頃に、保護者等の前年度の課税情報を入手する必要がある。 ・就学支援金に関する法律施行規則第11条3項により、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校を通じて、速やかに兵庫県教育委員会に提出しなければならないとされており、保護者等について変更があった際には、随時、保護者等の課税情報を入手する必要がある。	【入手の時期・頻度に係る妥当性】 ・生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため、生徒が4月に入学した際に、保護者等の前々年度の課税情報等を入手する必要がある。 ・同法第17条により、認定を受けた受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、兵庫県教育委員会に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならないことが規定されており、毎年7月頃に、保護者等の前年度の課税情報等を入手する必要がある。 ・就学支援金に関する法律施行規則第11条3項により、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校を通じて、速やかに兵庫県教育委員会に提出しなければならないとされており、保護者等について変更があった際には、随時、保護者等の課税情報等を入手する必要がある。	事後	修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒から提出された保護者等の個人番号の情報を基に情報提供ネットワークシステムを通じて課税情報を取得し利用することを、就学支援金の申請案内書類等に明示する。	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒から提出された保護者等の個人番号の情報を基に情報提供ネットワークシステムを通じて課税情報等を取得し利用することを、就学支援金の申請案内書類等に明示する。	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【紙媒体】 ・マイナンバー台紙の保管に当たっては、執務室及び書庫に施錠し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。  【記録媒体】 ・データ入出力用USBメモリについては、施錠可能な場所に保管する。	【紙媒体】 ・取扱責任者は、マイナンバー台紙について執務室内の施錠できる書庫等へ保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。  【記録媒体】 ・取扱責任者は、データ入出力用USBメモリについて執務室内の金庫へ保管し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。	事後	修正
令和4年10月14日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		⑯保護者等の生活保護関係情報	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>	<p>【メールの誤送信(平成30年度)】 県立図書館において、県立図書館のシステム登録者に対して、一斉メールを送信した際に、BCCではなくToで送信した。これにより、3,297人分のメールアドレスが漏えいした。</p> <p>【成績データ等(USBメモリ)の紛失(平成30年度)】 県立高等学校の教員が、USBメモリ1個を紛失した。当該USBメモリには、同校生徒301名及び前校卒業生480名の教科考査の点数と成績データが含まれていた。</p> <p>【メールの誤送信(平成30年度)】 県立特別支援学校において、一斉メールを送信した際に、BCCではなくToで送信した。これにより232人分のメールアドレスが漏えいした。</p>		事後	修正
令和4年10月14日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>	<p>【メールの誤送信に対する再発防止策】 複数の宛先にメールを送信する際には、送信前に(宛先、送信形式(To、CC、BCC)、本文内容等)について誤りがないかの確認を行うとともに、個人情報の適正管理に関する研修を実施し、危機管理意識の周知徹底を図る。</p>		事後	修正